

議案第 2 2 号

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(勝山温泉センター「水芭蕉」の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 15 条 勝山温泉センター「水芭蕉」の設置及び管理に関する条例(平成 23 年勝山市条例第 20 号)の一部を次のように訂正する。

次の一部改訂正前の表に掲げる規定の下線で示す部分を一部訂正後の表に掲げる規定の下線で示すとおり訂正する。

一部訂正前

改正前				改正後			
別表第 4(第 9 条関係) 和室等使用料				別表第 4(第 9 条関係) テニスコート使用料			
区分	単位	金額		区分	単位	金額	
テニスコート	1 面 1 時間	昼間(午前 10 時から午後 7 時まで)	420 円	テニスコート	1 面 1 時間	昼間(午前 10 時から午後 7 時まで)	440 円
		夜間(午後 7 時から午後 9 時まで)	620 円			夜間(午後 7 時から午後 9 時まで)	650 円

一部訂正後

改正前				改正後			
別表第 4(第 9 条関係) 球技施設使用料				別表第 4(第 9 条関係) テニスコート使用料			
区分	単位	金額		区分	単位	金額	
テニスコート	1 面 1 時間	昼間(午前 10 時から午後 7 時まで)	420 円	テニスコート	1 面 1 時間	昼間(午前 10 時から午後 7 時まで)	440 円
		夜間(午後 7 時から午後 9 時まで)	620 円			夜間(午後 7 時から午後 9 時まで)	650 円